

号外 第8号 平成 31年(2019年) 3月22日(金) (毎週 火・金発行)

## 目 次

○熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例・・・ (川辺川ダム総合対策課) ○熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・ (財政課)

# 本号で公布された条例のあらまし

# ◇熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例

- 五木村の振興を県政の重要課題と位置付け、引き続き五木村と共に推進してい
- ことを明らかにした。(前文関係) 県は、五木村の振興をより一層効果的に推進するための新たな計画を五木村と 共同で策定することとした。 (第3条関係)
- この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

# ◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 総務常任委員会の委員の定数を8人から9人とすることとした。
- この条例は、平成31年4月30日から施行することとした。

### 条 例

熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県条例第28号

熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例

熊本県五木村振興推進条例(平成20年熊本県条例第69号)の一部を次のように改正

前文のうち第4項中「最大限努力していく責務がある」を「取り組んできた」に改め、 同項の次に次の2項を加える。

この結果、これまで一定の成果が出ているものの、人口減少の緩和に向けた取組は道半 ばである。

このため、国及び県は、これまでの経緯を踏まえ、引き続き五木村と共にその振興に最大限努力していく責務がある。 第3条中「振興を」の次に「より一層」を、「ための」の次に「新たな」を、「いう。)

を」の次に「五木村と共同で」を加える。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

# 熊本県条例第29号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例(昭和31年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。 第2条第1号中「8人」を「9人」に改める。

附則

この条例は、平成31年4月30日から施行する。